

現場代理人の取扱いについて

令和4年12月5日改正

長崎市工事請負契約書及び長崎市上下水道局工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）に定める現場代理人について、次のとおり取扱うこととします。

1 対象

長崎市及び長崎市上下水道局が発注する工事

2 現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、1件の工事における請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の技術者の専任が必要とされない工事に従事する場合又は次のいずれかの期間にあてはまる場合において、発注者と常に携帯電話等で連絡がとれる場合に限り、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される」ものとして現場代理人の常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

3 他工事と現場代理人が兼務する場合（代表者が複数の工事で現場代理人を置かずに対応する場合も同様の取扱いとする。）

発注者が求めた場合に、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、陸路で移動できない場合及び工事場所が「市内一円」となっている場合を除き、次のいずれかの場合は兼務を可能とする。

ただし、発注者が工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により設計図書（現場説明書又は仕様書）に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がある工事は、兼務を認めないものとする。

なお、兼務する現場代理人は、いずれかの現場に常駐することを原則とし、1日に1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理を行うものとする。

また、工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人の兼務が不適当と認められる場合は、兼務を取り消すものとする。

- (1) 公共工事において、同一の建設業者が同一の場所又は工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において施工する場合（工事場所が3か所以上ある場合は、全ての工事場所が、直径10km程度の円の内部に位置する場合）。ただし、各々の工事において、請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の技術者の専任が必要とされない工事であること。兼務する工事の件数は、原則2件（災害復旧工事が含まれる場合は3件）とする。なお、近接工事（諸経費を調整する工事）については、1件の工事とみなし、当該近

接工事の合計額を請負額とみなす。

- (2) 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に関わる公共工事であつて、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）

4 発注者への報告及び承諾

- (1) 2 (1) (2) (4)の現場施工を行わない期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可能とするが、計画工程表等により作業等が行われていない期間を明示しておくこと。なお、作業が行われていない期間が変更になった場合は、変更の計画工程表等の再提出を行うか、もしくは「工事打ち合せ簿」等により、作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。また、工事の全部の施工を一時中止している期間については、発注者が通知する「工事中止通知書」の期間において常駐義務は不要とする。

- (2) 2 (3)の工場製作のみを施工している期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を計画工程表等により明確にしておくこと。

- (3) 3 (1) (2)に該当する2つ以上の工事を兼務する場合

現場代理人が長崎市発注の工事間で兼務する場合は、様式1を兼務する2つの工事担当課へ提出し、他工事と兼務していることを明確にしておくこと。

また、他発注機関の工事間で兼務の場合は、様式2に他発注機関の承認を得、本市の工事担当課へ提出し、他工事と兼務していることを明確にしておくこと。

5 現場代理人の資格要件

雇用関係の証明ができる者とし、その他の特別な資格は要しない。

6 途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。

7 適用日

平成26年11月20日以降に適用する。

令和元年12月11日から適用する。

令和3年11月30日から適用する。

令和5年1月1日から適用する。

(様式1)

現場代理人兼務届 (本市発注工事との兼務)

年 月 日

(あて先) 長崎市長
長崎市上下水道事業管理者

受注者 住所

氏名

印

次のとおり、現場代理人を兼務することとしたいので届け出ます。

現場代理人氏名		
現場代理人連絡先		
新たに兼務する工事	工事名	工事
	工事場所	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	請負代金額	
	工事担当課 監督職員	
	備考	
と現 な 場 て 代 い る 理 工 事 人	工事名	工事
	工事場所	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	請負代金額	¥
	工事担当課 監督職員	
	備考	
現場代理人兼務期間		年 月 日から 年 月 日まで

(様式2)

現場代理人兼務届 (他発注機関工事との兼務)

年 月 日

(あて先) 長崎市長

長崎市上下水道事業管理者

受注者 住所

氏名

印

次のとおり、現場代理人を兼務することとしたいので届け出ます。

現場代理人氏名				
現場代理人連絡先				
新たに兼務する工事	工事名			
	工事場所			
	工期	年 月 日から 年 月 日まで		
	請負代金額			
	発注者・担当部署・監督職員		監督職員連絡先	()
	備考			
と現なつ場て代いる理工事人	工事名			
	工事場所			
	工期	年 月 日から 年 月 日まで		
	請負代金額			
	発注者・担当部署・監督職員		監督職員連絡先	()
	備考			
現場代理人兼務期間		年 月 日から 年 月 日まで		

(国、県並びに他市町発注者の承認欄)

上記内容について承認します。

年 月 日

発注者

印